

令和 6年 7月 9日

関係者各位

千葉労働局長登録教習機関
千葉県解体工事業協同組合

建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習の開催案内

この度、労働安全衛生法に基づき標記の技能講習を下記のとおり開催します。

記

1 教育の目的

労働安全衛生法第14条、同規則第16条及び別表1（令第6条第15号の二の作業）に基づき、解体または変更の作業に必要な知識等を習得することを目的とする。

2 受講資格

- (1) 建築物等の鉄骨組立ての解体又は変更の作業に3年以上の実務経験を有する者
- (2) 大学または高校等で土木・建築に関する学科を専攻して卒業し、その後2年以上の実務経験を有する者

3 講習会の日程等

- (1) 日時 令和 6年 8月 5日(月) AM 8:45 ~ PM 5:00
6日(火) AM 8:45 ~ PM 3:55
★ 受付 AM 8:30 ~ 8:45 (時間厳守)

- (2) 会場 千葉県経営者会館 2F 205-6 研修室
(千葉市中央区千葉港 4-3)

★ ホームページでご確認ください。

※ 駐車場の用意がございませんので、公共交通機関をご利用下さい。

- (3) 講習時間割 別紙1のとおり

4 申し込み方法

- (1) 別紙2「建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習受講申請書」による申込みとする。

【注意事項】

ア 顔写真の必要枚数 **2枚**（裏面に氏名を記入する）

※ 1枚は、技能講習申請書に貼付し、1枚は、申請書に同封する。

イ 申請日前 6ヶ月以内の写真

※ 大きさ たて3.5cm、よこ2.5cm

ウ 正面向き顔写真

※ 正面脱帽、マスクなし、背景のないもの

※ スナップ写真およびポートレートは不可

エ 写真は、印画紙使用のこと

※ ポラロイド写真は、不可

※ コピー写真は、不可

(2) 事業主証明の欄は、解体作業経験年数、最終学歴等申請内容を確認し、**会社印**を押印して下さい。

(3) 本人確認書類の欄は、該当する項目に○印をつけ、確認した書類の写しを提出願います。

【注意事項】

ア 申請者本人及び事業所の「e-mail」を記載して下さい。

イ テキスト購入希望の確認欄は、「希望する・希望しない」に必ず○印をつけて下さい。

(4) 受講票は、受付終了後（申請書及び受講料納付を確認後）お送りします。

ア 事業所に所属されている方には、所属事業所にメールで送付します。

イ 個人で申請された方には、個人のメールに送付します。

5 受講料

23,000円/人

【注意事項】

ア 受講料には、消費税等を含みます。

イ 受講料は、申し込み（申請書郵送）と同時に、銀行振り込みによる納付をお願いします。

【振込先】	千葉銀行	千葉駅前支店
	普通預金	2136388
	口座名義	千葉県解体工事業協同組合
		代表理事 市原照公

※振込手数料はご負担をお願い致します。

6 定員 40名

7 申込〆切日 令和 6年 7月 30日 (火)
※ 定員になり次第〆切らせて戴きますのでご了承願います。

8 申込方法 受講申請書を郵送又は、組合事務局へ持参して下さい。

9 参考事項

(1) 講習に使用するテキストは、建設災害防止協会発行の
「建築物等の鉄骨組立て等の作業指針（建築鉄骨、その他編）
（第3改訂2版7刷：令和5年4月21日）」
を使用します。

【注意事項】

ア テキストをお持ちの方は、持参して下さい。

イ 受講申し込みの際に、テキストの購入を希望された方には、講習当日に
受付で販売致します。

ウ テキスト代は、1冊3,000円（消費税込み）です。

なお、購入する方は、お釣りの無いよう準備をお願いします。

(2) 受講日には、受講票・筆記用具（鉛筆等、消しゴム）を持参願います。

(3) 最終日に修了試験を行い、合格者に修了証を交付します。

【注意事項】

次の方は、修了試験を受験できませんのでご注意下さい。

ア 講習日に遅刻、早退、欠席、中座等をし、講習学科の一部を受講してい
ない受講生（補講は致しません。）

イ 受講中に授業を妨害するなどの行為を行い、退室等を命じられた受講生

(4) 昼食及び飲料水は、ご持参願います。

(5) 申込受付後の取り消しは出来ません。また、払い込み済みの受講料の返金は、致
しかねますので、あらかじめご了承願います。

なお、替わりの方が受講することができますのでご検討ください。その際は、
替りの方の受講申込書を提出していただきます。

10 申込み・問合せ先

千葉県解体工事業協同組合

千葉市中央区本千葉町10-20 DIK マンション609

TEL 043-202-5505

FAX 043-202-0500